

知ろう学ぼう人権

ハンセン病について

知っていますか？

「家族と一緒に住むことができない」「家族が近所づきあいから疎外されたり、転居せざるをえなくなったりする」「子供を産めないようにする手術を受けさせられる」「療養所に強制入所させられる」

これらはハンセン病患者とその家族が実際に受けてきた差別です。なぜこのような生活を強いられてきたのでしょうか。

ハンセン病とは、極めて感染力の弱い「らい菌」という細菌によって引き起こされる慢性の感染症です。発病すると身体末端神経が麻痺したり、顔や手足が変形したりすることもありましたが、現在は特效薬もあり、遺伝するものではなく、感染しても発病することはまれで、完治するものです。

しかし、「ハンセン病は恐ろしい感染症である」という誤った認識のもと、明治40（1907）年に「癩（らい）予防二関スル件」というハンセン病患者を強制的に隔

離する法律（後の「らい予防法」）が成立したことにより、患者本人だけでなく、その家族も周囲から厳しい差別を受けました。過酷な偏見や差別の中で、多くの家族は患者本人と縁を切らざるをえませんでした。

平成8（1996）年に「らい予防法」が廃止されるまでおよそ90年間、患者とその家族はこのような隔離政策を強いられてきました。そして平成13（2001）年、ハンセン病回復者たちが起こしたハンセン病国家賠償訴訟で、こうした国の政策は憲法違反だと認められ、その過ちが明らかになったのです。

昭和29（1954）年に、哲学者のラウル・フォレロ氏はハンセン病患者及び回復者に対する理解を深めるために1月の最終日曜日（世界ハンセン病の日）としました。国際機関が決めた記念日ではないものの、毎年世界中で様々な啓発が行われています。しかし、いまだにハンセン病への偏見や差別は社会に根強く残っており、「らい予防法」が廃止された今でも社会的に居場所がなく、強制入所させられた療養所で生活している人も多くいるのが実態です。

二度と同じ過ちを繰り返さないために、このような悲惨な歴史があったことを一人ひとりが認識し、ハンセン病に対する正しい理解を深めて、共に生きていくことができる社会について考えていくことが求められています。

※法律で「癩（らい）」が使われている場合はそのまま使用し、他はハンセン病としました。

「ハンセン病患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」に基づき、対象となるハンセン病患者のご家族の方々に補償金が支給されます。詳しくは、担当窓口にご連絡ください。

問合先 厚生労働省補償金担当窓口

☎03・3595・2262



問合先 協働人権課人権推進担当（1階④番窓口） ☎939・1059

市内商店街などの情報を中心に発信

藤井寺市商店連合会の ホームページ開設

商店街・商業施設の最新
情報盛りだくさん！

イベント情報



四天王寺大学と
の地域連携も！



店舗の最新情報

古市古墳群と五社寺&商店街をめぐる 素敵な賞品ゲットしよう！

経済産業省が実施する「がんばろう商店街」事業に3商店街（ハートフル91商店街振興組合、藤井寺一番街商店街振興組合、藤井寺駅前北商店街振興組合）が採択されました。それに伴い、「新春イベントデジタルスタンプラリー」を開催します。詳しくは商店連合会のホームページをご確認ください。

問合先 藤井寺市商店連合会（藤井寺市商工会内） ☎939・7047

※新型コロナウイルス感染症の影響で、掲載の内容が変更となる場合があります。その際は、市ホームページなどでお知らせします。